

埼玉スタジアム2002メインピッチ芝張替芝種選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉スタジアム2002のメインピッチ芝更新にあたり、スタジアムの気象条件や使用条件に合った芝種の選定及び提案を行うために設置する「埼玉スタジアム2002メインピッチ芝張替芝種選定委員会」(以下「選定委員会」という。)について定めるものである。

(検討事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 張替えの候補となる芝種の選定及び提案にあたっての基本方針について
- (2) 張替えの候補となる芝種の選定及び提案にあたっての絞り込み方法について
- (3) 張替えの候補となる芝種の選定
- (4) 張替えを行う芝種の提案
- (5) その他張替えの候補となる芝種の選定及び提案にあたり必要な事項

(組織及び委員)

第3条 選定委員会は、次の者をもって構成し、その委員は公園スタジアム課長が依頼する。

- (1) 造園有識者(造園・芝の維持管理分野に優れた見識を有する者)
- (2) 関係機関(埼玉スタジアム2002施設利用者、埼玉スタジアム2002施設管理者、埼玉県議会サッカー振興議員連盟委員)

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 選定委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が議長の職務を代行する。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員又は委員以外の者から会議以外の場で意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第5条 選定委員会の会議を開催した場合は、原則として議事録を作成する。ただし、選定委員会は必要に応じて、会議要旨の記録に留めることができる。

(会議及び議事録の公開)

第6条 選定委員会の会議及び会議の議事録については、埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)第10条各号に該当する情報を含むと認められる案件を除き、一般に公開するものとする。ただし、案件によっては、委員の承諾をもって会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、埼玉県都市整備部公園スタジアム課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する

別紙

埼玉スタジアム2002メインピッチ芝張替芝種選定委員会
委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
委員長	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科	教授 高橋 新平	・造園有識者 造園の分野に優れた見識を 有する者 日本芝草学会 会長
委 員	公益財団法人日本サッカー協会 施設委員会	委員 佐野 忍	・造園有識者 芝の維持管理分野に優れた 見識を有する者 株式会社グリーンマスターズ清水 代表取締役
〃	浦和レッドダイヤモンド株式会社	社長付 土田 尚史	・施設利用者 元浦和レッドダイヤモンド 所属選手 サッカー競技経験者
〃	公益財団法人埼玉県公園緑地協会 埼玉スタジアム2002公園管理事務所	芝環境課 主任 佐藤 亮太	・施設管理者 埼玉スタジアム2002 芝管理者
〃	埼玉県議会サッカー振興議員連盟	幹事長 諸井 真英	・埼玉県議会議員 埼玉県議会サッカー振興 議員連盟会員